

栃木市最低制限価格制度事務処理要綱の最低制限価格設定の運用

1 最低制限価格の設定

- (1) 建設工事の最低制限価格の設定（栃木市最低制限価格制度事務処理要綱（平成22年栃木市告示第282号。以下「要綱」という。）第3条第1項関係）

最低制限価格の算定にあたり、土木電気通信設備工事、土木機械設備工事、下水道機械設備工事及び下水道電気設備工事は土木工事（建築工事及び設備工事以外）に含まれるものとし、次表の「工事の種別」に掲げる工事の積算上の各費目については、「要綱第3条第1項でいう経費等の区分」の欄に示すとおりに区分するものとする。

工事の種別		要綱第3条第1項でいう経費等の区分			
		①直接工事費 に区分するもの	②共通仮設費 に区分するもの	③現場管理費 に区分するもの	④一般管理費 等に区分するもの
鋼橋上部 工工事	鋼橋製作工 (工場製作)	直接工事費	間接労務費	工場管理費	一般管理費等
土木電気 通信設備 工事	機器単体費 (工場製作)	直接製作費	間接労務費	工場管理費	一般管理費等
	工事費	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 機器間接費	一般管理費等
土木機械 設備工事	製作費	直接製作費	間接労務費	工場管理費 設計技術費	一般管理費等
	据付工事	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 据付間接費 設計技術費	一般管理費等

下水道機械設備工事	機器費	機器費×1／ 2	機器費×1／ 4	機器費×1／ 4	一般管理費等
	据付工事	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 据付間接費 設計技術費	一般管理費等
下水道電気設備工事	機器費	機器費×1／ 2	機器費×1／ 5	機器費×1／ 5	機器費×1／ 10
	据付工事	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 据付間接費 設計技術費	一般管理費等

なお、土木電気通信設備工事において機器単体費を、土木機械設備工事において製作費（製作原価に一般管理費等を加えた額）を見積り等（積み上げ積算以外）により決定した場合、要綱第3条第1項でいう経費等の額は次のとおりとする。

- ① 直接工事費 = (機器単体費又は製作費) × 1 / 2
- ② 共通仮設費 = (機器単体費又は製作費) × 1 / 5
- ③ 現場管理費 = (機器単体費又は製作費) × 1 / 5
- ④ 一般管理費等 = (機器単体費又は製作費) × 1 / 10

ただし、表の「工事の種別」に掲げる工事において見積り等（積み上げ積算以外）により決定した場合、見積り内訳で直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等に相当する額（割合）が明示されているときは、その額（割合）によるものとする。

(2) 建設工事関連業務委託の最低制限価格の設定(要綱第3条第2項関係)

複数の業務の区分を合冊して発注する場合の建設工事関連業務委託の

最低制限価格は、要綱第3条第2項別表のそれぞれの業務の区分ごとに積算した額の合計額から1万円未満の端数を切り捨てた額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えて得た額とする。

また、最低制限価格の算定は、要綱で規定する建設工事関連業務委託のみの積算を合算し、建設工事関連業務委託以外の分は含めないものとする。

(3) 「工事価格への積上費（請負率対象外）」が含まれる工事の最低制限価格の設定（要綱第3条第1項関係）

「工事価格への積上費（請負率対象外）」が含まれる工事については、要綱第3条第1項の規定に代えて次の規定を適用するものとする。

最低制限価格は、予定価格算定の基礎となった次に掲げる額（1円未満切捨て）の合計額（ただし、その額が工事価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は10分の9.2を乗じて得た額、その額が工事価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は10分の7.5を乗じて得た額）から1万円未満の端数を切り捨てた額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えて得た額とする。

- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
- ⑤ 工事価格への積上費（請負率対象外）の額

2 その他

この運用は、令和5年4月1日から適用する。